

がいこくせきけんみん かいぎ だい き いんていあんせつめいしりょう  
 外国籍県民かながわ会議 (第11期) 委員提案説明資料

ぶかいめい 部会名	じんけん きょういくぶかい 人権・教育部会
こうせいいん 構成員	<p>は さんう ぶかいちよう きむ えよん すずき クリステーナ みゆき やまもと        河 相宇 (部会長)、金 愛蓮、鈴木 クリステーナ 美幸 山本、</p> <p>とう とくりゆう やました        唐 徳龍、ファム ルー アンジー、山下ジューリア 真由美、</p> <p>リー ロイ ジャシュン、サリ アビシエク</p>
ないうち 内容	<p>おも じんけんかんけい  <b>【主に人権関係】</b></p> <p>1 こうれいしゃ がいこくせきけんみん あんしん せいかつ たいせい こうちく        高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制の構築        (人権-①)</p> <p>2 かながわけん こども けんり かんする じょうれい せいてい じんけん        神奈川県で子供の権利に関する条例 制定 (人権-②)</p> <p>3 がいこくじん ちほうさんせいけんどうにゆう じんけん        外国人の地方参政権導入 (人権-③)</p> <p>おも きょういくかんけい  <b>【主に教育関係】</b></p> <p>1 にほん ごきょういく ふく きょういくしえん きょういく        日本語教育を含む教育支援について (教育-①)</p> <p>2 がいこくじんきぎょうかしえん きょういく        外国人起業家支援について (教育-②)</p> <p>3 けんりつ どうにゆう たげんご どうにゆう        県立インターナショナル・コースの導入・多言語サークルの導入        (教育-③)</p> <p style="text-align: right;">※ ()内は該当ページ</p>

がいてくせきけんみん かながわ かいぎ だい 11 き はな あ  
**外国籍県民かながわ会議（第11期）で話し合いたいこと**

<b>なまえ 名前</b>	鈴木 クリスティーナ 美幸 山本
<b>ていあん 提案の タイトル</b>	こうれいしゃ がいてくせきけんみん あんしん せいかつ たいせい こうちく <b>高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制の構築</b>
<b>ないよう 内容</b>	<p>介護保険制度に関する基礎知識や、介護認定からサービス利用までの流れ等を分かりやすく多言語で説明するリーフレットの作成、介護が必要になる前から介護保険制度の知識が得られるよう情報発信する。</p> <p>（介護認定の資料は川崎市、横浜市では多言語版が存在する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット作成時はわかりやすさを重視し、ニーズが高い項目を厳選する。</li> </ul> <p>介護保険制度に関する多くの情報から必要な情報だけをピックアップし、「チャート」化して情報を整理することで、より多くの外国籍県民に対して分かりやすく情報を伝えられるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳業務も欠かせない状況であるため、Mic かながわの協力と人材育成の協力をおねがいする</li> <li>・高齢者交流事業を立ち上げて各自治体で利用できるサービスが外国籍住民へ届き、健康維持や介護予防の目的として利用できるサービス内容を多言語化検討（はり、きゅう、マッサージ、公衆浴場、スポーツ施設利用券）。</li> </ul> <p>EPA 協定などで介護職についての外国人介護職員に職場内での合理的配慮と職員間の理解を深める教育をする。</p>
<b>りゆう 理由</b>	<p>日本では在住外国人の定住化・永住化に伴い、外国人高齢者は増え続けている。今後、日本に住む 外国人の高齢化はますます進んでいくと予想される。</p> <p>スタートとして、外国人高齢者の介護に関する実態・課題を把握するための調査を実施する必要性があり外国人向けパイロットインタビューが多文化高齢社会ネットかながわ（TKNK）の取り組みがはじまった。</p> <p>外国籍高齢者は家族に支えられる方も多くいますが、一人で暮らしている方も少なくありません。介護サービスを受ける時は理解出来ない事も現実に起きています。介護サービスを受けられる方の多くは日本語でのコミュニケーション力が乏しく、その課題の解決は介護通訳の存在であり、県内では医療通訳事業の活動が素晴らしい成果を上げていますが、その事業の中にもう一つの分野を追加する事の可能性があるれば介護通訳育成の依頼検討をお願いする。</p>

	せっかく有能な人材を育成し、現場に送っても介護現場での文化の違う人に対する理解が乏しく、職員間のトラブルにより長く務めることができないことから、介護職場における多文化理解教育を義務付けるようにする。
ひこ 備考	参考例 外国人住民のための子育て支援チャート（かながわ国際交流財団） <a href="http://www.kifjp.org/child/por/chart">http://www.kifjp.org/child/por/chart</a>

がいくせきけんみん かながわ かいぎ だい 11 き はな あ  
**外国籍県民かながわ会議（第11期）で話し合いたいこと**

<p>なまえ 名前</p>	<p>河 相宇</p>
<p>ていあん 提案の タイトル</p>	<p>かながわけん こども けんり かん じょうれい せい          神奈川県で子供の権利に関する条例制定</p>
<p>ないよう 内容</p>	<p>神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定し県内の子ども達が          大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに          成長の過程で特別な保護や配慮し、子どもを取り巻く環境を改善し          生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）          子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）          子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）          差別の禁止（差別のないこと）等 子どもの権利を守る社会にする</p>
<p>りゆう 理由</p>	<p>1994 年から日本国内で子どもの権利に関する条約の効力が発生しているが、          昨今 子どもの連れ去りや虐待、自殺やいじめ、不登校問題や貧困問題 等          多く発生しており、子どもを取り巻く環境の早急な改善が必要と思われる          特に 2021 年 3 月神奈川県議会からも国への意見書が提出されているが、          父母の離婚後の子育てに関する制度の件で我が国では単独親権制度を採用して          おり、親権の決定では、監護の継続性が重視されることから、親権取得のため、          婚姻中に一方の親が子どもを連れ去って別居させ、その後の面会交流を拒絶し          てしまうことで、親権を強引に取得してしまうケースが多発して          第 9 条の児童が父母の意思に反して父母から分離されない権利が守られていな          い          この事が子どもの様々な諸問題の根源になっていると思う</p> <p>神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定し、子どもが健全に成長できる環          境を実現するために子どもファーストの社会の実現や社会全体へ子どもの権利          条約の認知が必要と思われる。条例制定後は子ども達の意見を表明し参加でき          るようにして、大人と子どもと一緒に子どもの権利が守られる制度を作ってい          くようにする</p> <p>同時に子どもオンブズマンを設定して子どもの権利がきちんと守られているか          第三者の機関を設置し、確認することも必要と思う</p>
<p>びこう 備考</p>	<p>2021 年 4 月 現在 日本国内にて 50 自治体が子どもの権利に関する条例を制定</p>

外国籍県民かながわ会議（第11期）で話し合いたいこと

<p>なまえ 名前</p>	<p>河 相宇</p>
<p>ていあん 提案の タイトル</p>	<p>がいこくじん ちほうさんせいけん どうにゆう 外国人の地方参政権 導入</p>
<p>ないよう 内容</p>	<p>私たち外国籍県民は、日本で日本人のみなさんと同じように仕事や勉学、それぞれの生活を送っている一県民です。私たちの思いが日本社会に確実に届いて反映されるよう、永住など長期にわたり滞在する外国籍県民に対して地方参政権を与えるよう要請します。</p>
<p>りゆう 理由</p>	<p>①近年、外国人の日本定住化が進み、今現在神奈川県には約 22 万人の外国籍県民が暮らしています。その中、永住資格を持つ外国籍県民は約 10 万人で、日本生まれの外国籍県民も数多くいます。</p> <p>私たちは日本の法律を遵守し秩序を守りながら日本に住んでいます。日本人のみなさんと同じく納税義務があり、税金を納めています。しかし私たち外国籍県民は選挙で投票することが認められていません。義務は果たしても、その税金の使い道を決めることに参加できません。</p> <p>現在日本生まれの外国籍県民も多く、日本で義務教育をされ、成人し、仕事をするとした、こく一般的な一市民としての生を歩んでいる方も多いです。</p> <p>日本国籍を取得しなくても日本人同様の投票権があることは多文化共生時代に当然な権利だと思います。</p> <p>②私たち外国籍県民は知事や議員に立候補することもできません。</p> <p>戦後から日本に在住する在日の外国人は日本に帰化していないと永住権所持の外国人として日本に暮らしています。その子孫やニューカマー、ニューカマーの子孫が日本で定住し長年一市民として日本人と生活を共にしてきました。</p> <p>親のルーツが違うだけの理由で日本生まれ・日本育ちの外国籍県民は外国人として一生を生きることで、選挙権がなく選挙に立候補することもできない、制限された条件で生活をしています。</p> <p>彼らが自分の人生を設計するにあたり、自分のルーツが邪魔をして自分の持つ能力が存分に発揮できない状態です。</p> <p>これは人材の損失にもつながり、大きくは国力にも影響される事態を招きません。</p> <p>若い世代が生きる日本社会で外国籍県民も日本人の県民と同じく、一県民と</p>

	<p>して力が発揮できるように未来を開いてくれることを提言します。</p> <p>③地方参政権の導入は多文化共生時代を生きるうえでの当然な動きです。</p> <p>開かれた共生社会の構築に今期の外国籍県民かながわ会議が地方参政権の導入を提言することで、共に生きる神奈川県を推進したいと思います。地方参政権の導入は人・一人一人が尊重される社会へ進む第一歩であり、人権国家として進むべき道であると思います。ルーツがどこであれ、グローバル時代を生きる 21 世紀の地球市民として、長年培った土地でその義務と権利を確保し、自治体の一員として関わりを持って責任感ある暮らしを保証されたいです。</p> <p>自分のルーツに関係なく、自分が生きる社会の一員として平等公平に扱われ、社会に進出する機会の公平性を保証すること。社会参画の機会が公平に与えられることを要請します。</p>
<p>ひこう 備考</p>	

がいくはきけんみん かいぎ だい じ ほん あ  
**外国籍県民かながわ会議（第11期）で話し合いたいこと**

<p>なまえ <b>名前</b></p>	<p>ファミ ルーアージー、山下ジューリア真由美、サリ アビシエク                  唐 徳龍、金 愛蓮</p>
<p>ていあん <b>提案の タイトル</b></p>	<p>にほんごきょういく ふく きょういくしえん                  日本語教育を含む教育支援について</p>
<p>ないよう <b>内容</b></p>	<p><b>学校教育について</b></p> <p>①公立小中学校向けのオンライン教材の作成                  神奈川県ホームページにある教育支援部子ども教育支援課が作成した課題                  解決教材に、分かりやすい日本語で音声、画像を付け加える。</p> <p>②母語（継承語）による学習支援                  学習進度の低下などを防ぐため、母語を用いた授業又は学習支援を行う。オン                  ラインを活用した、学習単元の理解を促すための母語のオンデマンド授業動画                  の作成し、生徒に公開する。</p> <p>③在県枠で入学した生徒への支援強化                  在県枠で入学した日本語を母語としない生徒に対する日本語指導員または母                  語サポーターを各学校に配置して常勤化させる。加えて、保護者向けに日本の                  教育制度や学習進度を把握するための説明会、相談会の開催を行う。</p> <p>④新設夜間中学に日本語教育及び母語サポーターを導入                  日本語を母語としない人の夜間中学内でのサポートを保障する。</p> <p><b>学校教育以外について</b></p> <p>⑤神奈川県の外国人(主に大人向け)の目標ある日本語学習</p> <p>⑥日本語能力検定 N3 合格報奨金の支給                  日本国内で受験した外国人県民に対し、日本語能力検定試験 N3 に合格した場                  合には1万円、N4 に合格した場合には5千円のお祝金を給付する。これは日本                  国内の受験者に限り、且つ一回だけの給付金とする。支給に当たっては日本語                  能力検定試験の結果通知書が届いてから1年間有効とする。また、日本語学校                  の学生、大学生は対象外とする。</p>

	<p>⑦地方自治体の日本語教室の体系化</p> <p>自治体での日本語教室がボランティアで、運営されていることが多く、教材のアップデートや講師へのサポートが乏しい。日本語講師の人材育成や教室の確保、教材のアップデート、オンライン授業の研修などを行う。</p>
<p>理由</p>	<p><b>学校教育について</b></p> <p>①神奈川県では、多くの小中学校に日本語を母語としない児童・生徒のための日本語クラスがあるが、すべての学校にあるわけではなく、以下のような問題点が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本の教育を受けていない外国籍の保護者は、学校の宿題などの手伝いができない。</li> <li>• 来日してから日が浅いため、親子で日本語の語彙がなく、普通の日本語で勉強することが困難である。</li> <li>• ほとんどの外国人の仕事が不安定のため、経済的に子どもを塾に通わせる事が難しい。</li> <li>• コロナ禍で自宅待機時に、子ども自身が家で勉強する機会が多く、子どもがきちんと勉強できているかどうか分からない。</li> </ul> <p>以上の問題に対して、神奈川県のホームページにある教育支援部子ども教育支援課が作成した課題解決教材に、分かりやすい日本語で音声、画像を付け加えることを提案する。</p> <p>②教育現場において、日本語ができないとなかなか授業についていくことができないという問題がある。そもそも日本語を母語としない生徒にとって、外国語である日本語で何か新しい概念を理解するという事は簡単ではないと考えられる。そのため、他の生徒と比べ学力の低下や進度の遅れという問題が存在する。従って、日本語支援を行う一方で、母語での授業またはそれに類するような学習支援を初期の段階で一部実施することが良いのではないかと考える。</p> <p>しかし実際の教育現場においての実行は、実現性の観点で難しいと考えられるため、地域の母語教室へのアクセスの提供や学習面における連携強化も効果的ではないかと考える。</p> <p>また、学習单元ごとに母語を用いたオンデマンド授業動画を作成し、日本語を母語としない生徒に公開する方式であれば、多くの母語に対応することがで</p>

き、また、一度作成すれば何回でも使用できるため、神奈川県のみならず全国にも広く活用することができると思う。

③2022年度より在県枠で高校入試を受験する際の要件である在日年数が、3年から6年に設定され、在県枠校は5校増えたが、在県枠校の定員の拡大、及び学習能力を学習者の日本語レベルに応じて補う支援を提言する。

現在はほとんどの在県枠校においての日本語及び母語サポートはボランティアによるもので、学校生活を送る生徒の様子や教科の進み具合が分からず、教科との連携が取れない日本語支援になっている。支援者及びサポーターが常勤することで、生徒のニーズと教員のニーズとを結び付けられることが期待できる。

また、生徒だけではなく保護者が日本の教育制度を理解し、学習の内容を把握できるように、保護者向けの説明会や教育相談会を実施することを提言する。

④県央地区に2022年度より新設する夜間中学に日本語を母語としない生徒が入学することを想定し、日本語を教科に含めること及び母語サポーターを導入することを要請する。

一般的に生活言語の取得は3年以上、学習言語の取得は5年ないし7年を要するとされている。自治体では「母語による日本語指導員」などの制度があり、来日初期の1年ないし1年半の支援がなされているが、学習言語の取得まで達しないまま支援が終わることが多い。マニュアル通りの支援ではなく、追跡調査をすることで、生徒やその家庭に合う支援に切り替えることを提言する。

#### 学校教育以外について

⑤外国籍県民にとって、日本での生活の一番の壁は日本語である。大学や日本語学校への留学などの学習目的で来日する場合には、すでに日本語学習に着手しているケースが多いが、現在増え続けている実習生、日本人の配偶者やその子供、大学院生などは、基礎的な日本語能力が無いまま来日するケースが多くなっている。その結果、生活に必要な注意書きや地域の規則を理解することができず、誰かに相談することもできないため、地域社会に溶け込めずに孤立したり犯罪に手を染めたりするケースがある。

これは地域社会にとって大きなリスクである。外国籍県民が社会に参加する手助けをすることは、日本の社会や県民にとっても利益が大きいものと考え

る。

日本語能力検定試験 N2 の合格者は日本の企業で勤務することができ、日本での生活資力を持つことができる。一方、日本語能力検定試験 N3 レベルは生活するために必要だが、労働者としての言語レベルとしては不十分である。このようなレベルへの到達支援は地方公共団体の生活支援の枠組みで行うことが望ましいと考える。

N3 レベルの格安の言語学習プログラム（教材、ネット配信）を提供することで上記制度を実効性があるものにできる。また、この言語学習を地域住民との何らかの関わりに組み込むことができるのであれば、孤立している外国籍県民の社会参加の促進が期待できる。

⑥日本に住んでいる外国人で本当に日本語が「使える」人口は非常に少ない上に、民間の日本語学校に通うと多額のお金を必要とする。市町村が運営・運用するほとんどの日本語の授業には定められた目標はなく、誰がいつ参加しても良いようになっているため、なかなか上達に繋がりにくい。そこで、例えば日本語検定を目標に無償・低コストで授業を実施すれば、多くの外国人が興味も示し、結果的に日本語の学習者も増えると考えられる。そうなれば、次第に多言語化の必要性も徐々に減ってくる可能性がある。

⑦地方自治体の日本語教室はボランティアで運営されており、教材のアップデートや講師へのサポートが乏しい。また、目標のない支援にとどまっている場合が多いことから、学習者のニーズに沿った教材や学習者の目標達成に向けた指導ができるようにボランティア養成及び教室の体系化を提案する。

がいくせきけんみん かいぎ だい ま はな あ  
**外国籍県民かながわ会議（第11期）で話し合いたいこと**

<b>なまえ 名前</b>	リー ロイ ジャシュン
<b>ていあん 提案の タイトル</b>	がいくじんきぎょうかしえん 外国人起業家支援について
<b>ないよう 内容</b>	<p>外国人は日本人より高い起業率を有していて、特に飲食店などのビジネスではローカルな雇用を作り出し、地元の経済に貢献している、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県から外国人起業家に初期資金として助成金を出す。</li> <li>② 日本で起業するプロセスについて説明会やワークショップを開く（外注可能）</li> <li>③ 外国人起業家支援する法律事務所などを紹介する</li> <li>④ 神奈川外国人起業家の名簿を作り、ネットワークを構築し、持続可能やコミュニティを目指す。</li> </ul> <p>県内の企業（特に中小企業）に向けて、外国人人材を採用したあとの育成、異文化コミュニケーション、社内ダイバーシティとインクルージョンの推進等に関してワークショップ形式の研修を提供する。</p>
<b>りゆう 理由</b>	<p>外国人は日本人より高い起業率を有していて、特に飲食店などのビジネスではローカルな雇用を作り出し、地元の経済に貢献している。が、日本では起業するプロセスは外国人にとって大変難しく、会社をどう登録するとか、書類の準備どうすればいいのか、ローンどう組むのか、かなりのハードルがあります。</p> <p>近年会社に外国人人材の採用が進み、日本の会社で働く外国人の割合が増えています。ただ、採用したあとに文化やビジネスの常識の違いにより、衝突が生じ、外国人人材がなかなか活用できていない・定着しない現状があります。その場合、外国人に日本のビジネスマナーなどを押し付けるのではなく、会社側が多様な人材が活躍できるような環境作りが求められます。しかし、大企業の場合はそういった社内研修やノウハウがある一方、中小企業ではそういうことに力入れる金銭的・人材的余裕がない。そこでは県の予算を使って中小企業の外国人人材採用・育成に支援すべく。中小企業の外国人採用の不安を解消、県内企業の diversity and inclusion を進め、外国人人材が就労したあとの定着を図る。</p>
<b>びこう 備考</b>	

がいくはまけんみん かいぎ だい 11 期 で はな あ いたい こと  
**外国籍県民かながわ会議（第11期）で話し合いたいこと**

<p>なまえ <b>名前</b></p>	<p>サリ アビシエク</p>
<p>ていあん <b>提案の タイトル</b></p>	<p>けんりつ どうにゆう たげんご どうにゆう          県立インターナショナル・コースの導入・多言語サークルの導入</p>
<p>ないよう <b>内容</b></p>	<p>将来のグローバル・リーダーを育てるために日本人の児童にも国際的          教育を与える必要がある。民間のインターナショナル・スクールは学          費が高く、多くの日本人の親は思ってもそこに通わせる事は出来な          い。行政が運営する学校なら日本の児童も、外国籍の児童にも国際          的な教育を無料・安く提供する事が可能になる。国際的な環境で日本人          及び外国籍の児童が一緒に勉強する事で多文化共生も実現できる。</p> <p>現在は東京都立国際高等学校や横浜国際高等学校等ありますが、高校に          なってからいきなり英語での教育を受ける事は大変になります。小学校          から英語での教育を受けるとその先の教育または海外での留学も検討し          やすくなり、国政的な人材を育成する事が可能となります。</p> <p>また、色々な国の児童が参加することも考慮し多言語サークル（継承          語の習得のため）の設立も強くお勧めします。</p> <p>新たに国際学校の設立ではなくとも既存の公立の学校でインターナシ          ョナル・コースを導入する事でより多くの児童に英教育を受けてもらう          ことが可能になると考えます。</p> <p>公立学校にインターナショナル・コースを導入する事で日本人の児童          も外国籍の児童も同じところで勉強する事ができ、多文化共生を実現          可能となります。</p> <p>インターナショナル・コースとそれ以外の子どもとの交流など、お互い          を理解する良いきっかけになると思います。</p>
<p>りゆう <b>理由</b></p>	<p>① 民間のインターナショナル・スクールが高くて多くの児童は入れない          ② 外国人が運営する学校なら英語が苦手な日本人の親も遠慮する          ③ 多額の学費を払えない外国籍県民も多数いる          ④ 子供の頃から多文化共生を育む良い機会になる          ⑤ 母語を勉強できる場を提供する</p>

備考

本提言案の実現に様々なチャレンジも予想されます。

- ① 新たにインターナショナル・スクールを設立することは不可能。  
→ 新たな学校を設立する必要はなく、現存する公立学校の中でインターナショナル・コースを紹介する事でこの問題は解決できる。
- ② 県立の学校でインターナショナル・コースを教えられる教師がない  
→ 他のインターナショナル・スクールでの経験がある外国人教師を雇う。そうすることによって公立学校でも外国人教師の採用が可能になります。また、経験はあるが就職が難しい外国人教師の雇用問題の解決策にもなります。
- ③ 現在も学校内には外国籍の子供達がいるが、そこを生かしきれていない。  
→ インターナショナル・コースに申し込む子供達に加え、希望する他の外国籍の子供達がコース変更できるような仕組みを作る。